

防人服（防）第46号
令和2年1月31日

大臣官房長
人事教育局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

防衛大臣
(公印省略)

暴行等を伴う違反行為に関する懲戒処分等の基準について（通達）

標記について、下記のとおり定め、令和2年3月1日から適用することとしたので、
通達する。

記

1 趣旨

近年、隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）のパワー・ハラスメントや暴行等の違反行為が増加傾向にあることから、同行為の根絶を図るため、懲戒処分等の基準（以下「処分基準」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒処分 自衛隊法第46条第1項に規定する免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をいう。
- (2) 懲戒処分等 懲戒処分並びに訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）第2条第1項及び第2項に規定する訓戒及び注意をいう。

- (3) パワー・ハラスメント パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第17号）第2条第1号に規定する階級、職権、期別、配置等による権威若しくは権力又は職場における優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をいう。
- (4) 傷害 人の身体に損傷を与えることをいう。すなわち、生理的機能（神経系統の機能又は精神も含まれる。）に障害を与えた場合及び身体の外形に損傷を与えた場合をいう。
- (5) 暴行 人の身体に対する不法な有形力の行使をいう。すなわち、人の身体の安全を害し、かつ、傷害するに至らなかった場合をいう。
- (6) 脅迫 恐怖心を起こさせる目的で相手方又はその親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し、害を加える旨を告知することをいう。これは、害悪を通知する行為の一切を意味し、その害悪の内容、性質、通知の方法の如何を問わず、また、それによって相手方が恐怖心を生じたか否かにかかわらない。
- (7) 上官 指揮系統上の上位にある者をいう。
- (8) 上官等 上官のほか、階級又は官職（以下「階級等」という。）を問わず一時的又は特定の職務についてのみ指揮系統上の上位にある者及び上官以外の上位の階級等を有する者をいう。
- (9) 特別勤務者 陸上自衛隊にあっては陸上自衛隊服務規則（昭和34年陸上自衛隊訓令第38号）第42条に規定する特別勤務、海上自衛隊及び航空自衛隊にあっては海上幕僚長又は航空幕僚長が定める特別勤務、その他の機関及び防衛装備庁にあってはこれに相当する勤務に就いている者をいう。
- (10) 反抗不服従 自衛隊法第57条の規定による上官の命令に服従する義務に反して職務上の命令に忠実に従わないことをいう。これには、積極的に反抗する場合及び消極的に服従しない場合が含まれる。
- (11) 名誉毀損 公然と事実を摘示して人の名誉を害する行為をいう。その事実の真偽は問わない。
- (12) 侮辱 具体的に事実を摘示することなく、公然と人に対して軽蔑の表示をすることをいう。
- (13) 停職6月以上 免職、降任及び6月以上の停職をいう。
- (14) 停職3月以上 免職、降任及び3月以上の停職をいう。
- (15) 重処分 軽処分以外の懲戒処分をいう。
- (16) 軽処分 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第85条第1項に規定する5日以内の停職、減給合算額が俸給月額の3分の1を超えない減給又は戒告をいう。

3 処分基準

次の各号に掲げる暴行等を伴う違反行為に対して基本となる処分基準は、当該各

号の表のとおりとし、懲戒権者による具体的な処分量定の決定に当たっては、人事教育局長が定める考慮事項及び適用基準により判断するものとする。

(1) ハラスメント（パワー・ハラスメント）

違 反 態 様		処 分 基 準
パワー・ハラスメント	極めて重大な場合	停職 6 月以上
	重大な場合	3 月以上 6 月未満の停職
	比較的重大な場合	1 月以上 3 月未満の停職
	軽微な場合	6 日以上 1 月未満の停職
	比較的軽微な場合	停職の軽処分
	極めて軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）

(2) 傷害、暴行又は脅迫

違 反 態 様		処 分 基 準
傷害	極めて重大な場合	停職 6 月以上
	重大な場合	3 月以上 6 月未満の停職
	比較的重大な場合	1 月以上 3 月未満の停職
	軽微な場合	6 日以上 1 月未満の停職
暴行又は脅迫	極めて重大な場合	停職 3 月以上
	重大な場合	1 月以上 3 月未満の停職
	軽微な場合	6 日以上 1 月未満の停職
	比較的軽微な場合	停職の軽処分

	極めて軽微な場合	軽処分以下（停職を除く。）
--	----------	---------------

(3) 上官等及び特別勤務者に対する反抗不服従等

違 反 態 様		処 分 基 準
反抗不服従	極めて重大な場合	免職
	重大な場合	停職の重処分
	軽微な場合	停職の軽処分
傷害	重大な場合	免職
	軽微な場合	1 月以上の停職
暴行又は脅迫	重大な場合	免職
	軽微な場合	停職の重処分
暴言、名誉毀損又は侮辱	極めて重大な場合	免職
	重大な場合	停職の重処分
	軽微な場合	軽処分

4 その他

- (1) この通達の規定は、令和 2 年 3 月 1 日以後にした違反行為について適用し、同日前にした違反行為については、なお従前の例による。
- (2) この通達に定めるもののほか、暴行等を伴う違反行為に対する懲戒処分の実施について必要な事項は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 3 7 年防衛庁訓令第 6 6 号）第 2 2 条の規定による防衛大臣の承認を得て定める基準により行うものとする。
- (3) 大臣官房長、施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び各地方防衛局長並びに防衛装備庁長官は、暴行等を伴う違反行為に関する違反態様及びその処分基準について、管下の隊員に対し、周知徹底を図るものとする。
- (4) この通達の運用に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。